

日本製陶労働同盟
決議
大正十四年三月三十一日

但し現在同會社内にて就業せる陶工部員には
決議を適用せず

大正十四年三月三十一日

日本製陶労働同盟

決議

- 一 日本陶器株式會社が日本製陶労働同盟を承認しその基準労働條件に従ひ則ち武陶工組合庶工部員全部を復職せしむるは本組合員は絶対に同會社に就職せず
 - 二 組合員以外の者にこれ右決議に違反して就職したる者は労働組合の公敵と見做し徹底的に排斥す
- 右決議す

大正十四年三月十九日

中部陶器工組合
左 東濃支部